建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年３月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥ東日本ジーエス株式会社　佐藤　　進　神奈川県川崎市川崎区南渡田町１―14　国土交通大臣許可(般―23)第24164号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年３月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　テックアプライアンス株式会社　髙木　英夫　東京都品川区東五反田２―17―２　国土交通大臣許可（特―19）第15899号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年３月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タカハシテクノ　高橋　武治　東京都中央区日本橋室町３―２―15　国土交通大臣許可（特―22）第21592号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年３月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＢＡＳＦポゾリス株式会社　窪田　浩三　東京都港区六本木６―10―１　国土交通大臣許可（般―19）第22123号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住鉱資源開発株式会社　松平　久壽　東京都台東区池之端２―９―７　国土交通大臣許可（般―22）第4335号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本ＡＥパワーシステムズ　大石　準一　東京都港区芝浦３―９―１　国土交通大臣許可（特―19）第19947号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シマコー　小木曽祥壽　長野県松本市大字笹賀7600―２　国土交通大臣許可（般―22）第11936号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社荏原由倉ハイドロテック　南部　憲一　東京都中央区日本橋室町１―５―３三越前福島ビル　国土交通大臣許可（特―22）第13793号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年６月 11 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年４月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　荏原テクノサーブ株式会社　松村　清一　東京都大田区羽田５―１―13　国土交通大臣許可（般・特―23）第6856号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、管工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年４月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。